

地域医療を守るため、公立病院への経営支援を求める意見書

旧三木市民病院と旧小野市民病院とが統合して誕生した北播磨総合医療センターは、両市のみならず北播磨圏域全体の急性期医療を担う中核病院として、住民の生命と健康を守るために重要な役割を果たしている。

しかしながら、全国自治体病院協議会の調査によると、2024年度決算においては、実に86%の病院が経営赤字となっている状況である。

同センターにおいても近年の光熱費や材料費の価格高騰、人件費の上昇にもかかわらず、診療報酬においてはこれら価格上昇分の反映が全く追いついていないため、令和6年度決算は2年連続の赤字となるなど、非常に厳しい経営状況に直面しており、このままでは、安定的に必要な医療を提供することが困難になると懸念される。

また、三木市及び小野市の両市においても、物価高騰や人件費の上昇の影響は大きく、財政負担が増しており、この上さらに同センターへの財政負担が増すことになれば、自治体の財政運営にも深刻な支障を及ぼすおそれがある。

よって、国においては下記の項目について、地域医療を守るための施策の早急な実施を強く要望する。

記

- 1 物価高騰や賃金上昇、医療の高度化に対応するため、診療報酬の大幅なプラス改定を行い、現場の実態を踏まえた物価スライドへの新たな仕組みを導入すること。
- 2 令和6年度の診療報酬改定においては、人件費アップが一部措置されたが、実態を反映していないため、診療報酬の期中改定や補助金・交付金を含めた緊急的な措置を講じること。
- 3 地域医療に対する地方交付税措置の充実を図り、算定基準の改善など地方財政措置を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて

三木市議会議長 大 眉 均